

令和7年度被措置児童等虐待事案の公表について

(令和8年6月1日現在)

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、板橋区における令和7年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

1. 虐待案件受理の状況

受理件数	調査済件数	内 訳		備 考
		虐待該当	非該当	
2件	0件	0件	0件	

*受理した案件については、調査結果も含め、板橋区児童福祉審議会子どもの権利擁護部会に報告

2. 被措置児童等虐待の状況

(1) 被害児童の性別及び年齢層

性 別		年 齢 層			
男子	女子	乳幼児	小学生	中学生	高校生等
0名	0名	0名	0名	0名	0名

(2) 虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
0件	0件	0件	0件

*虐待該当2件のうち、1件で身体的虐待と心理的虐待の重複がある。

(3) 施設種別

社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障がい児 施設等
0件	0件	0件	0件

(4) 加害者の職種

施設職員等	里親等
0名	0名

3. 区が講じた措置等

文書による指導	0件
里親認定登録取消	0件

*調査の結果、虐待と認められなかった事案についても、施設等に対する注意喚起、助言を実施している。

※参考

【児童福祉法】

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

【児童福祉法施行規則】

第36条の30 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種